

豊川市監査公表第22号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年5月9日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

別 紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

(1) 対象団体

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
B-1 グランプリ in 豊川実行委員会 (財政援助団体)	平成24年度、平成25年度B-1 グランプリ in 豊川実行委員会 会計 (平成24年10月4日 ～平成26年3月31日)	平成26年3月20日 ～同年4月22日

(2) 所管部署

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
産業部商工観光課 (上記団体関係分)	平成24年度、平成25年度一般 会計	平成26年3月20日 ～同年4月22日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額及び時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額及び時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【B-1 グランプリ in 豊川実行委員会】

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。

【産業部商工観光課】

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。